

6月9日(水)(予定)に

令和3年度町民税・県民税(個人住民税)の
税額決定・納税通知書を発送します

『令和3年度町民税・県民税納税通知書』を6月9日(水)(予定)に発送します。なお、個人住民税を「給与からの特別徴収」の方法で納めていただく方については、勤務先から『特別徴収税額の決定通知書』をお受け取りください。

問合せ…税務課住民税係【☎35-1221(内線1131~1133)】

【個人住民税の納税義務者】

個人住民税は、その年の賦課期日(令和3年度は令和3年1月1日)現在の住所地で、前年(令和2年)の所得等に基づいて課税されます。

【個人住民税の税額】

税額は、「均等割」と「所得割」の合計額です。

(均等割)

年額5,000円(町民税3,500円+県民税1,500円)

(所得割)

○一般的な税率(総合課税)

10種類の所得のうち、利子・配当・不動産・事業・給与・山林・譲渡(分離課税分を除く)・一時・雑所得に係る税率は、10%(町民税6%+県民税4%)です。

所得金額から所得控除の合計額を差し引いた「課税所得金額」に、税率を掛けて計算されます。

所得割の計算方法

課税所得金額(所得金額-所得控除額)×10%
- 税額控除額=所得割額

○特別な税率(分離課税)

土地・建物・株式等の譲渡所得等は、ほかの所得と区別して特別な税率を使用します。

(例)土地・建物などの譲渡所得の場合

- ・長期(所有期間5年超) 5%
- ・短期(所有期間5年以下) 9% など

【個人住民税が課税されない方】

■均等割も所得割もかからない方

- ①生活保護法の規定による生活扶助を受けている方(その年の賦課期日現在)
- ②障害者、未成年またはひとり親・寡婦で前年の合計所得金額が135万円以下の方
- ③前年の合計所得金額が次の算式で求めた金額以下の方
 - ・扶養親族等がない方…38万円
 - ・扶養親族等がいる方…
28万円×(本人+扶養親族等の数)+10万円+16万8千円

■所得割が課税されない方

- 前年の合計所得金額が次の算式で求めた金額以下の方
 - ・扶養親族等がない方…45万円
 - ・扶養親族等がいる方…
35万円×(本人+扶養親族等の数)+10万円+32万円
- ※扶養親族等とは、納税義務者と生計を一にする合計所得金額が48万円以下の配偶者や親族です。
※扶養親族等の数には、前年の12月31日現在の年齢が16歳未満の方の人数も含まれます。
※所得金額とは、収入金額からその収入を得るための必要経費または法令で定められている一定の控除額を差し引いた金額をいいます。

令和3年度(令和2年分)課税(非課税)証明書・所得証明書の発行について

【発行開始日】6月9日(水)

手数料：1通につき150円

【証明書を発行できる方】

令和3年1月1日現在、上里町に住所があった方で、町に課税資料がある方

※町に課税資料がない方は、申告をしていただく必要があります。税額の決定には、最長で2か月程度かかる場合がありますのでご了承ください。なお、前年中所得のなかった方や、家族の扶養になっている方も申告は必要です(申告により課税が発生しない場合は、証明書は即日発行できます)。延長期間に確定申告をされた方はすぐに証明書を発行できない場合もありますのでご了承ください。

【本人確認について】

申請者(窓口に来られた方)の本人確認を実施していますので、申請の際は本人確認ができる書類(運転免許証・健康保険証・パスポート等)をご持参ください。また、代理人が交付請求する場合は、代理人自身を確認できるもの(本人確認と同じ)と、証明を必要とする本人(委任者)が署名押印した「委任状」が必要になります(同居の家族の方が申請する場合は「委任状」は不要です)。

問合せ…税務課住民税係

【☎35-1221(内線1131~1133)】

■プラチナ婚・ダイヤモンド婚・金婚 を迎えられるご夫婦の方へ

町では、婚姻70年(プラチナ婚)・婚姻60年(ダイヤモンド婚)・婚姻50年(金婚)を迎えられたご夫婦を対象に、プラチナ婚・ダイヤモンド婚・金婚式を開催します。対象となる方は、高齢者いきいき課高齢介護係へ6月30日(水)までにご連絡ください。

対象者…下記の期間に婚姻届を提出されたご夫婦

○プラチナ婚

昭和26年1月1日～昭和26年12月31日まで

○ダイヤモンド婚

昭和36年1月1日～昭和36年12月31日まで

○金婚

昭和46年1月1日～昭和46年12月31日まで

問合せ…高齢者いきいき課高齢介護係

【☎35-1243】



■高齢者の困りごと相談は 上里町地域包括支援センターへ

高齢者やその家族、近所に住む高齢者の介護や保健、福祉、医療、生活に関する各種相談を受けます。守秘義務は厳守します。安心してご相談ください。

問合せ…上里町地域包括支援センター

(高齢者いきいき課内) **【☎35-1243】**

■「成年後見と遺言・相続などの終活法務」 講座の開催について

町では、成年後見制度等の権利擁護に関する講座を開催します。

成年後見制度とは、認知症高齢者の方、知的障害者の方や精神障害者の方など、判断能力が不十分な場合にその程度に応じて支援者を決め、ご本人を法的に保護し支援するための制度です。

判断能力が低下しても安心した生活を送るために、遺言や相続などのご自身やご家族の意思や財産を守るための諸制度もあわせて学んでみませんか？

日時…7月9日(金)、午後2時～午後4時
(受付:午後1時30分から)

会場…上里町役場4階・大会議室

内容…成年後見制度の概要、相続等に関する終活法務の解説

講師…NPO法人埼玉成年後見支援センター

荒井 光雄氏

(行政書士・社会福祉士・精神保健福祉士)

申込…7月2日(金)まで

申込先・問合せ

上里町地域包括支援センター
(高齢者いきいき課内)

【☎35-1243】



ちよつくら講座

おうちで出来る

フレイル予防 ③

いつまでも元気な体を維持することができるように
ちょっとしたストレッチや簡単にできる運動を紹介していきます!!

肩甲骨まわりの ストレッチ

- ①大きなボールを抱えるように手を前で組む
- ②肘・背中・腰を緩め、肩甲骨を広げる
- ③ 1回 10秒を、体調にあわせて1～3回行う



おへそを見るように意識します。

==得られる効果==

- 肩こり予防
- 疲労回復
- 姿勢の改善
- 肩まわりの動きの改善

【正しい椅子の座り方】

- ・座面の真ん中に座る
- ・両足が床につき安定しているかを確認する

*フレイルとは加齢により心身が古い、衰えた状態のことで、「健康」と「要介護」の間にある状態のことをいいます。

上里町地域包括支援センター(高齢者いきいき課内) **【☎35-1243】**

年金からの天引き（特別徴収制度）について

介護保険料・国民健康保険税・住民税・後期高齢者医療保険料を年金から天引きする場合、年金の種類や年金額によって一定の制限があります。

■介護保険料

65歳以上の方のうち、老齢もしくは退職（※1）、障害または死亡を支給事由とする年金受給者であって、年間の支給額が18万円以上の方

■国民健康保険税（※2）

65歳以上75歳未満の方のうち、老齢もしくは退職（※1）、障害または死亡を支給事由とする年金受給者であって、年間の支給額が18万円以上の方

■住民税（※2）

65歳以上の方のうち、老齢もしくは退職（※1）を支給事由とする年金受給者であって、年間の支給額が18万円以上の方

■後期高齢者医療保険料（※2）

75歳以上の方もしくは65歳以上75歳未満で後期高齢者医療保険制度に該当する方のうち、老齢もしくは退職（※1）、障害または死亡を支給事由とする年金受給者であって、年間の支給額が18万円以上の方

（※1）老齢基礎年金もしくは旧法制度による老齢年金・退職年金を指します。また、老齢厚生年金は天引きの対象とはなりません。

（※2）介護保険料が天引きされていることが前提条件となります。

問合せ

年金に関すること…ねんきんダイヤル加入者ダイヤル【☎0570-05-1165】

050から始まる電話は【☎03-6700-1165】

介護保険料に関すること…高齢者いきいき課高齢介護係【☎35-1243】

国民健康保険税・住民税に関すること…税務課住民税係【☎35-1220】

後期高齢者医療保険料に関すること…健康保険課医療年金係【☎35-1222】



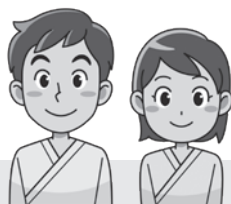
上里町国民健康保険 埼玉県後期高齢者医療制度ご加入の方へ

今年度の健康診査【集団】 の受付は終了しました

40歳以上の国民健康保険加入者及び埼玉県後期高齢者医療制度加入者で、健康診査【集団】を受けられない場合でも、秋以降に医療機関で実施予定の健康診査【個別】がありますのでぜひご利用ください。対象の方へは後日受診券を発送予定です。

申込先・問合せ

健康保険課医療年金係
【☎35-1222】



ワープ上里 休館のお知らせ

6月6日(日)～9月6日(月)（予定）の間、改修工事のため休館となります。

ご迷惑をおかけしますが、ご理解とご協力をお願いします。

※工事の進捗状況により期間が変更する場合があります。

工事に関する問合せ

総合政策課政策調整係

【☎35-1238】

施設利用に関する問合せ

ワープ上里

【☎34-0488】

